

令和8年度 ふくいSDGs推進事業業務委託 仕様書

1 事業目的

SDGs推進に向けた官民連携プラットフォーム「福井県SDGsパートナーシップ会議」に参画する企業・団体等(以下「ふくいSDGsパートナー」という。)の活動を支援・PRする各種事業を実施することにより、SDGsに関心を持っていない企業・団体等を含め、広く県内にSDGs活動の実践を促し、全县一体となった持続可能な地域づくりの機運を醸成する。また、ふくいSDGsパートナー同士のマッチングや事業連携を促進し、SDGsに関連した地域課題の解決を図る。

2 契約期間

契約締結の日から令和8年12月11日まで

3 業務内容

(1)「ふくいSDGs月間」の広報宣伝

- ① Webページの制作
- ② SDGs関連イベント等への参加を促すキャンペーンの企画・運営
- ③ マスメディア等を活用した広報宣伝

(2)SDGsフォーラム(交流会)の企画・運営

- ① 内容の企画提案
- ② 事前プロモーション
- ③ 当日の運営
- ④ その他

4 業務詳細

(1)「ふくいSDGs月間」の広報宣伝

「ふくいSDGs月間」期間中に「ふくいSDGsパートナー」が実施するSDGs関連イベント等について、一体的・効果的な広報を行うこと。

なお、広報宣伝にあたっては、令和4年度に作成した下記のキービジュアル(期間の表記は修正が必要)およびキャッチコピーを統一的に用いること。



2022.9.1[THU]~10.31[MON]

【キービジュアル A パターン】



2022.9.1[THU]~10.31[MON]

【キービジュアル B パターン】

参考:「ふくいSDGs月間」について

【期間】令和8年9月1日(火)～10月31日(土)

※ 国連でSDGsが採択された 9/25 を含む2カ月間で設定(令和4年度から実施)

【愛称】ジュナナ・チャレンジ!

※「ジュナナ」は、福井県版SDGs公式ロゴマーク(右図)の愛称

【内容】「ふくいSDGsパートナー」に登録する企業・団体等が
県内各地で県民向けのSDGs関連イベント等を実施



① Webページの制作

- ・月間中に「ふくいSDGsパートナー」が実施するSDGs関連イベント等を周知するためのWebページを制作すること。
- ・Webページの公開期間は令和8年8月20日(木)～12月11日(金)とする。
- ・掲載するイベント等の数は150程度を想定している。
- ・Webページで紹介する取組みについて、「ふくいSDGsパートナー」から情報を収集し、必要な調整を行うこと。(「ふくいSDGsパートナー」への協力依頼、情報提供の呼びかけは県が実施)
- ・Webページで紹介する取組み等について、「ふくいSDGsポータルサイト」(<https://fukui-sdgs.jp/>)においても掲載を促進し連動を図ること。(「ふくいSDGsパートナー」への掲載の呼びかけは県が実施)
- ・Webページは、スマートフォン利用者にも見やすく分かりやすいページとなるよう留意すること(カテゴリ別、地域別の絞り込み機能を設置する等)。また、県ホームページ(未来戦略課)へのリンクを掲載すること。
- ・Webページは、アクセス解析(閲覧数、訪問者数等)ができる仕様とし、公開期間中は、随時、解析結果を県に報告すること。

② SDGs関連イベント等への参加を促すキャンペーンの企画・運営

- ・月間中に「ふくいSDGsパートナー」が実施するSDGs関連イベント等への県民参加を促すためのキャンペーン企画を提案すること。
- ・キャンペーン参加者に対し、景品などを提供する場合は、SDGsの理念に基づく環境・社会貢献型の商品を活用すること。
- ・企画の実施にあたっては、県への事前説明を行い、了解を得ること。

③ マスメディア等を活用した広報宣伝

- ・月間および②のキャンペーンについて県民に広く周知するため、新聞、テレビ、ラジオ等の各種マスメディアやWEB広告(インターネット広告やSNS広告)を活用して効果的な広報宣伝を行うこと。

(2)SDGsフォーラム(交流会)の企画・運営

「ふくいSDGsパートナー」を中心に、SDGsの推進に関心のある方がSDGsへの理解を深め、パートナー同士のマッチングを創出するなど、交流・対話する場としてのフォーラム(交流会)を企画・運営すること。

① 内容の企画提案

- ・「ふくいSDGsパートナー」登録企業・団体等の代表者やSDGs推進担当者、SDGsの推進に関心のある方(パートナー以外を含む)を対象とすること。
- ・参加者同士の交流・対話の場となるとともに、SDGsへの理解を深め、活動実践を促すような内容とすること。
- ・開催時期、規模等は以下のとおりとすること。
 - 〔開催時期〕令和8年10月(「ふくいSDGs月間」の期間中)
 - 〔開催時間〕平日の午後 2時間～3時間程度
 - 〔参加者数〕200名程度を想定
 - 〔会場〕収容人数200人程度の規模を有する県内の会場
(例)福井県民ホール、生活学習館 多目的ホール 等
- ・次のア～イ全てのイベントを含むこと。なお、「ふくいSDGsパートナー」同士の自発的なつながり・マッチングを後押し、事業連携や課題解決につながる内容・テーマとすること。
 - ア. 有識者等による基調講演またはパネルディスカッション(謝礼を確保すること)
(例)事業者同士の連携により、SDGsに関する課題解決につながった事例紹介等
 - イ. 「ふくいSDGsパートナー」の取組発信や交流、マッチングを図るイベント
- ・ステージイベントには、県が手配する手話通訳およびパソコン要約筆記通訳を配置すること。(手話通訳およびパソコン要約筆記通訳の手配に係る経費は県が負担。)
- ・ステージイベントについては、YouTubeによるライブ配信を行うこと。また、配信にあたっては、県未来戦略課の公式YouTubeチャンネルを使用し、手話通訳を画面上に配置する、または音声に字幕をつける等、障がいのある方や高齢者などに配慮した工夫を施すこと。
- ・登壇者なども含めて提案し、企画の実施にあたっては、県への事前説明を行い、了解を得ること。

② 事前プロモーション

- ・集客を促す効果的なプロモーションを行うこと。
 - ※「ふくいSDGsパートナー」登録企業・団体等への周知については、県が一斉メールにより実施する。
- ・参加者募集のためのチラシをA4版で作成すること。チラシはPDF形式で納品すること。
- ・「ふくいSDGs月間」のWebページにフォーラム(交流会)の案内を掲載すること。また、月間と併せてマスメディア等を活用した効果的なプロモーションを行うこと。
- ・プロモーションの実施にあたっては、県への事前説明を行い、了解を得ること。

③ 当日の運営

【事前準備】

- ・会場の手配、会場側との連絡調整、必要な申請等を行うこと。
- ・登壇者の手配、調整等を行うこと。
- ・当日の運営マニュアル、進行表等を作成し、県の了解を得ること。
- ・その他必要に応じて県および出演者と打ち合わせを行うこと。

【参加申込の受付】

- ・参加申込の受付および申込者の管理(名簿作成等)を行うこと。
- ・申込方法については、申込者の利便性を考慮しながら県と協議の上、決定すること。

【当日の運営】

- ・当日の会場設営・撤去を行うこと。なお、会場内の配置、案内看板等、当日必要な事項については、県と協議の上決定すること。
- ・備品、音響等の準備・調整を行うこと。
- ・進行全般(司会含む)、受付、登壇者および参加者の案内などについて配置計画を作成し、県の承認を得ること。その上で、運営に必要なスタッフを確保、配置すること。
- ・フォーラムのプログラムを作成し、参加者に配布すること。
- ・来場者アンケートを印刷し、来場者への配布・収集を行うこと。

④ その他

- ・記録用として実施風景の写真を撮影し、実績報告書に添付すること。
- ・ライブ配信した動画は、アーカイブ配信用に編集してデータ(MP4形式)で納品すること。
- ・参加者アンケート結果を集計し、県に提出すること。

5 委託上限額

2,670千円以内(消費税および地方消費税を含む)

6 実施計画書および実施報告書

- ・本業務の委託契約締結後、速やかに実施計画書を作成し、県と協議を行った上で決定し、業務を実施すること。
- ・本業務の完了後、速やかに実施報告書を作成し、県に提出すること。

7 業務の再委託

- ・本業務の全部または一部を第三者に委託し、もしくは請負わせてはならない。ただし、事前に県と協議の上、その了承を得た場合は、この限りではない。

8 著作権

- ・本業務によって発生した著作・制作物に係る著作権法上の一切の権利は、県に帰属するものとする。また、著作・制作物の著作者人格権については、将来にわたり行使しないものとする。
- ・本業務の完了後、万が一著作権等に関する事故・問題が発生した場合は、受託者の責任において処理・解決すること。

9 その他

- ・本業務を進めるに当たっては、業務の全般を監督する責任者を設けること。当該責任者は、県と必要に応じて打合せを行い、業務内容を理解し、効果的に業務が遂行できるよう提案を行い、実施すること。
- ・本業務の実施に当たって、トラブル等が生じた場合は、速やかに県に連絡するとともに、県と連携してその処理に当たること。
- ・受託者は、本業務の実施に当たって知り得た秘密、個人情報等を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。これは契約期間終了後も同様とする。
- ・本仕様書に示されていない事項については、随時県と協議の上業務を進めること。